別紙様式

道内市町村における大学等高等教育機関での修学等に係る各種支援制度の概要（令和５年４月現在）

【留意事項】
本資料は、各種支援制度の概要を記載したものです。制度の詳細（※）は、必ず、各市町村の担当部署に御確認ください。

※１　「応募要件の概要」欄等に記載されている「大学等」の範囲は、事業を実施している市町村により異なります。

※２　「金額」欄に記載されている金額は、学校種（大学・短大等）や設置者（国公立・私立）などにより金額が異なる場合があります。
※３　制度の対象者、所得要件、募集人数、他の支援制度との併用の可否、返還免除の要件などの諸条件は、事業を実施している市町村により異なります。
※４　高等学校（相当する学校を含む。）に関する情報は省いておりますので、各市町村や進学先の学校等に御確認ください。

管内	市町村名	方式等	分類	事業・制度名	応募要件の概要（所得要件などの詳細は、各市町村に確認ください）	金額	募集期間	地元に居住等した場合の返還免除（一部免除も含む）の要件（概要） ※死亡等により返還困難な場合等の免除規定の記載は省略	問い合わせ先		事業を記載したホームページのアドレス
									担当部署	電話番号(半角数字)	
日高	平取町	貸与型	住民	平取町奨学資金	平取町民で、大学等に在学し、経済的理由により修学が困難なものであって、学業優良、性行善良、身体健康で、大学等を卒業し平取町民として町内に５年以上在住する意志のある者	月額40,000円以内（在学期間中）	令和5年1月13日～4月14日	卒業後直ちに平取町民として町内で５年以上就労した場合、奨学金の２分の１を免除	平取町教育委員会生涯学習課管理係	01457-2-2619	―
日高	平取町	貸与型	医療従事（医師以外）	平取町看護職員奨学資金等支給事業	看護職員養成施設に在学し、又は既に修学中で平取町に勤務する意志のある者	月額73,000円以内（在学期間中）	令和5年4月1日～令和6年3月31日	養成施設の修学修了後、看護職員の免許を取得し、免許取得から３年以内に平取町の看護業務に就き、以降引き続き３年間従事した場合	平取町国民健康保険病院	01457-2-2201	―
日高	新冠町	貸与型	住民	新冠町奨学金	新冠町に住所を有する者又はその子弟で、大学等に在学し、経済的理由により修学困難な者であって、身体健康、学業優良、性行善良な者	月額60,000円以内（在学期間中）	令和5年3月1日～3月31日（毎年３月に募集）	当町に戻り、一定の期間を越えて居住・就職した場合、償還金の一部を免除	新冠町教育委員会管理課	0146-47-2547	http://www.niikappu.jp/kurashi/kyoiku/kyoiku/gakko/shogakukin.html
日高	新冠町	貸与型	医療従事（医師以外）	新冠町保健師等養成修学資金貸付	医療職及び福祉職を養成する養成施設に在学している者で将来新冠町において当職種として３年以上勤務しようとする者	月額100,000円以内（在学期間中）	随時募集	養成施設卒業後、新冠町及び町内福祉施設において、医療職等として勤務した場合において当該勤務した期間が引き続き３年に達したとき	新冠町総務課総務係	0146-47-2111	―
日高	浦河町	貸与型	医療従事（医師・看護師等）	浦河町医師等修学資金貸付金事業	大学において医学を専攻している者又は看護師養成所・准看護師養成所に在学している者で、浦河町内の医療機関等において将来医師等の業務に従事する意志のある者	医師： 月額200,000円以内 看護師等： 月額50,000円以内（在学期間中）	令和5年4月1日～5月8日	医師・看護師等の免許取得後、浦河町内の医療機関等において修学資金の貸付を受けた期間に相当する期間在職したとき	浦河町保健福祉課地域医療対策室	0146-26-9003	https://www.town.urakawa.hokkaido.jp/kurashi/syuugakushikin/isi.html

管内	市町村名	方式等	分類	事業・制度名	応募要件の概要（所得要件などの詳細は、各市町村に確認ください）	金額	募集期間	地元に居住等した場合の返還免除（一部免除も含む）の要件（概要） ※死亡等により返還困難な場合等の免除規定の記載は省略	問い合わせ先		事業を記載したホームページのアドレス
									担当部署	電話番号(半角数字)	
日高	浦河町	貸与型	福祉従事	浦河町医師等修学資金貸付金事業	大学又は介護福祉士養成施設に在学している者で、浦河町内の福祉施設等において将来介護福祉士の業務に従事する意志のある者	月額50,000円以内（在学期間中）	令和5年4月1日～5月8日	介護福祉士の免許取得後、浦河町内の福祉施設等において修学資金の貸付を受けた期間に相当する期間在職したとき	浦河町保健福祉課介護保険係	0146-22-7735	https://www.town.urakawa.hokkaido.jp/kurashi/syuugakushikin/shugakusikin.html
日高	浦河町	貸与型	特定業種	浦河町医師等修学資金貸付金事業	大学又は指定保育士養成施設に在学している者で、浦河町内の保育所等において将来保育士の業務に従事する意志のある者	月額50,000円以内（在学期間中）	令和5年4月1日～5月8日	保育士の免許取得後、浦河町内の保育所等において修学資金の貸付を受けた期間に相当する期間在職したとき	浦河町子育て医療課児童福祉係	0146-26-9002	https://www.town.urakawa.hokkaido.jp/kurashi/syuugakushikin/shugakusikin.html
日高	えりも町	貸与型	住民	えりも町奨学資金	えりも町民であって、大学等に在学し、経済的理由により就学困難な者であって、卒業後、えりも町内に就職又は家業に従事する意志のある、学業優秀、品行方正な者	月額30,000円以内（在学期間中）	随時	卒業後、直ちにえりも町内に就職し、又は家業に従事し、継続して一定の勤務年数を超えて勤務したとき	えりも町教育委員会学校教育課学校管理係	01466-2-2525	―
日高	えりも町	貸与型	医療従事（医師以外）	えりも町保健師、看護師等奨学資金貸付事業	保健師等の養成施設等に在学する者で、免許又は資格取得後、２年以内にえりも町内の保健師等の業務に３年以上従事する意志を有する者	月額50,000円以内（在学期間中）	随時	免許又は資格を取得し、かつ養成施設卒業後、一定の年数以内にえりも町内の保健師等の業務に従事し、その期間が36月に達した場合	えりも町保健福祉課保健指導係	01466-2-4630	http://www.town.erimo.lg.jp/section/hoken/sg6h940000001mg8.html
日高	新ひだか町	給付型	住民	新ひだか町奨学金	成績等が優秀であるにもかかわらず経済的理由により修学困難な状況である生徒及び学生	月額40,000円以内（在学期間中） ※町内の高等学校を卒業した方は、月額20,000円の加算措置あり	通常申請 5月1日～6月30日 予約申請 10月1日～12月31日	―	新ひだか町教育委員会教育部管理課	0146-49-0088	https://www.shinhidaka-hokkaido.jp/hotnews/detail/00003960.html
日高	新ひだか町	貸与型	医療従事（医師・医師以外）	新ひだか町医療技術者等修学資金貸付事業	医療技術者等養成施設に在学している者のうち、新ひだか町内の医療機関等において将来医療技術者等の業務に従事しようとする者（家計に関する基準あり）	医師 月額150,000円以内（在学期間中） 医師以外 月額50,000円以内（在学期間中）	在学申請 4月1日～5月31日 予約申請 7月1日～8月31日	医療技術者等の免許取得後、又は臨床研修修了後（専門医の資格を有するための研修等で町長が必要と認める場合はその研修を修了した後）、１年以内に新ひだか町内の医療機関に医療技術者等として勤務した場合において、その勤務した期間が、貸付期間に相当する期間を経過したとき	新ひだか町保健福祉部健康推進課管理グループ	0146-42-1287	https://www.shinhidaka-hokkaido.jp/hotnews/detail/00005181.html

管内	市町村名	方式等	分類	事業・制度名	応募要件の概要（所得要件などの詳細は、各市町村に確認ください）	金額	募集期間	地元に居住等した場合の返還免除（一部免除も含む）の要件（概要） ※死亡等により返還困難な場合等の免除規定の記載は省略	問い合わせ先		事業を記載したホームページのアドレス
									担当部署	電話番号(半角数字)	
日高	新ひだか町	貸与型	福祉従事	新ひだか町医療技術者等修学資金貸付事業	社会福祉士・介護福祉士の養成施設に在学している者のうち、新ひだか町内の福祉施設等において将来社会福祉士・介護福祉士の業務に従事しようとする者（家計に関する基準あり）	月額50,000円以内（在学期間中）	在学申請 4月1日～5月31日 予約申請 7月1日～8月31日	社会福祉士または介護福祉士の免許取得後、１年以内に新ひだか町内の福祉施設等に社会福祉士または介護福祉士として勤務した場合において、その勤務した期間が、貸付期間に相当する期間を経過したとき	新ひだか町保健福祉部健康推進課包括支援グループ	0146-43-1111	https://www.shinhidaka-hokkaido.jp/hotnews/detail/00005182.html
日高	新ひだか町	貸与型	特定学校	新ひだか町医療技術者等修学資金貸付事業	幼稚園教諭・保育士の養成施設に在学している者のうち、新ひだか町内の幼稚園・保育所等において将来幼稚園教諭・保育士の業務に従事しようとする者（家計に関する基準あり）	月額50,000円以内（在学期間中）	在学申請 4月1日～5月31日 予約申請 7月1日～8月31日	幼稚園教諭または保育士の免許取得後、１年以内に新ひだか町内の幼稚園・保育所等に幼稚園教諭または保育士として勤務した場合において、その勤務した期間が、貸付期間に相当する期間を経過したとき	新ひだか町保健福祉部福祉課こども未来グループ	0146-49-0288	https://www.shinhidaka-hokkaido.jp/hotnews/detail/00005181.html